

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和6年8月9日（金）午前9時30分～午前9時45分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2 番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3 番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4 番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5 番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6 番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7 番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8 番	坪井 幹子	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第24号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第25号 農用地利用集積計画書（No. 192）（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

議 長	それでは、ただ今から令和6年度第5回農業委員会総会を開催します。
議 長	本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、1番 岸野委員と、2番 水川委員を指名します。 議事に入る前に、報告事項があります。 7月10日の総会議案第19号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」の事案番号10番について、「矢掛町所有公共用財産の用途廃止申請書について許可の通知がされる場合、許可処分を行う」ことを議決していました。 7月22日に譲受人から町建設課へ、「申請地内の町道、水路については転用しない」旨の申出があったため、議案第19号の事案番号10番については、同日付けで許可処分を行いましたので、報告します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第23号から議案第25号の3議案です。
議 長	議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、1件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上1件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号26番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番 委 員	現地確認をしました。譲渡人と譲受人の双方が合意しており、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号26番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号26番につきましては、許可と決定します。

議 長	議案第 <u>24</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>3</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号19番から21番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>19</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
4 番 委 員	現地確認を行いました。雨水は宅内枡を經由して道路側溝へ排水します。被害防除計画書のとおり、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>19</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>19</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>20</u> 番、 <u>21</u> 番につきましては、関連するため、一括審議します。地元農業委員の意見をお願いします。
1 番 委 員	町のかわまちづくり計画事業の一環で、露天駐車場、防災公園へ転用されます。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>20</u> 番、 <u>21</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>20</u> 番、 <u>21</u> 番につきましては、許可意見として岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行うことを議決します。

議 長	議案第 <u>25</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 192）（案）の決定に対する意見について、私の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、私は退席します。議事の進行は「矢掛町農業委員会会議規則」第16条の規定により、会長職務代理者へお願いします。 （午前9時40分 高月会長 退席）
会長職務代理者	高月会長に代わり、議事を進行します。 事務局から説明します。
事務局	議案第25号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。 （計画の内容について説明）
会長職務代理者	議案第25号につきまして、意見等をお願いします。
各委員	（異議なし）
会長職務代理者	異議がありませんので、議案第25号について、「異議なし」と決定します。 （午前9時42分 高月会長 復席）
議 長	次に4.各種報告について確認します。
議 長	（1）利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
川面地区推進委員	事案番号1番について、確認しました。特に問題はありません。
議 長	（2）許可取下について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。

7 番 委 員	事案番号 1 番について，確認しました。特に問題はありません。
議 長	以上で，今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして，本日の農業委員会総会を終了します。